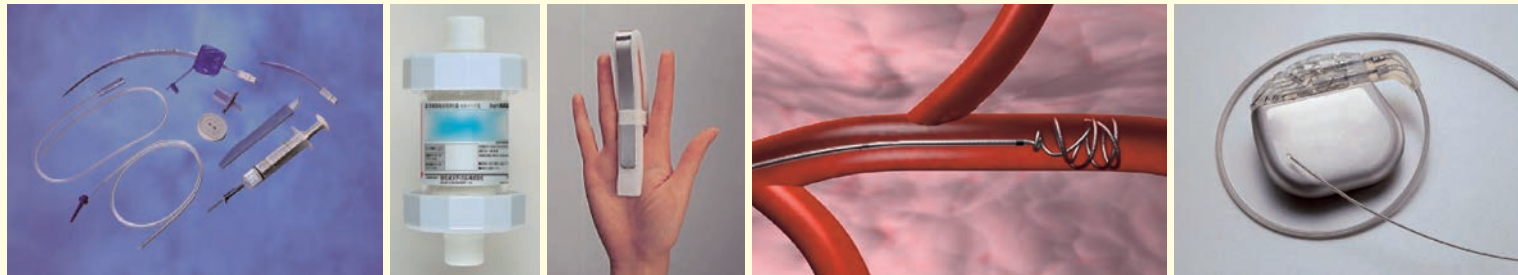


特定保険医療材料 ガイドブック 2018 年度版



- 平成30年度診療報酬改定に準拠した材料価格基準および通知に基づく最新情報を収載
- 調剤報酬点数表にある材料価格基準や、レセプト電算コード一覧など充実した掲載内容
- カラー写真やイラストを多数掲載
- DVDも付いてさらに便利に

分野別に以下の項目を丁寧に解説

1. 特定保険医療材料の定義について
2. 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について
3. 分野名・定義の解説
4. 機能区分名・定義の解説
5. 一般的適応疾患等
6. 手術形式（手術例）及び処置方法（処置例）
7. 関連する手技料及び処置料
8. 取扱い企業名

分野番号・分野名・定義	機能区分名・定義	機能区分コード 価格・償還価格
139 組織拡張器	① 一般用 ② に該当しないこと。	B00213901 (価格なし) 32,000円
① 薬事承認又は特許上、類別が「医薬品(4)整形用品」であること、一般の名称が「皮膚拡張器」であること。 ② 皮下、皮下又は筋内下に挿入し、膨張を得ることを目的に皮膚を伸展させるために使用する組織拡張器であること。	② 乳房用 ア 薬事承認又は特許上、使用目的が乳房再建術に限定されていること。 イ 形状がしずく形状、半月形状又はクロワッサン形状であること。その用途が薬事承認又は特許事項に明記されていること。 ウ 表面にテクスチャード加工（表面の微細孔加工）が施されており、その用途が薬事承認又は特許事項に明記されていること。	B00213902 (価格なし) 64,800円

【2. 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について】（平成30年3月5日 保医発0305第10号）
当該材料は、以下のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定する。
(1) 形成外科又は乳癌外科の専門的な研修を経験を5年以上有している医師。若しくはその指導下で研修を行う医師であること。
(2) 研修医命から示されている指針に基づいた所定の研修を修了し、その旨が登録されていること。

【3. 分野名・定義の解説】
しずく形状で皮下に挿入し、数週間かけて徐々に生理食塩水を注入することにより膨らませることにより皮膚組織を伸展させる器具である。

【4. 機能区分名・定義の解説】
本分野は、使用方法及び使用目的により、一般用と乳房用の合計2区分に区分される。
① 一般用
乳房用以外の場合

② 乳房用
乳房再建術に人工乳房の挿入を容易にするため、乳房皮下又は大胸筋下に一定期間埋込み、生理食塩水注入部から生理食塩水を間断的に注入しなげ膨らませることにより、乳房周囲の皮膚及びその他の組織を伸展・伸展させる皮膚拡張器である。本体はしずく形状、半月形状及びクロワッサン形状。シェル表面をテクスチャード加工（表面に微細孔加工を施す）している。

① 人工手指関節用材料・その他の人工手指関節用材料
② その他の人工手指関節用材料・一体型製品例

③ 人工手指関節用材料・その他の人工手指関節用材料
④ その他の人工手指関節用材料・人工手摺骨用製品例

A4版 約900頁
本文全頁カラー

定価：25,000円（税別）
編集：(一社)日本医療機器テクノロジー協会

発行日：2018年7月末
発行：中和印刷(株)